公益財団法人唐津市スポーツ協会共催又は後援に関する規程

（目的）

1. この規程は、各種団体等が行う行事又は催物（以下「行事等」という。）に対し、公益財団法人唐津市スポーツ協会（以下「本協会」という。）が共催又は後援することにより、唐津市におけるスポーツの振興発展に資することを目的とする。

（用語の定義）

1. この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

(1)　共催　行事等の趣旨に賛同し、スポーツの振興の見地から奨励の意を表して名義の使用を承認するとともに、次のいずれかを行うことをいう。

ア　企画立案及び運営を行う、又は企画立案及び運営に参画すること。

イ　当該行事等に本協会の役員又は職員を配置若しくは参加させること。

ウ　当該行事等に運営費を支出すること。

エ　その他当該行事等実施のための便宜を供与すること。

(2)　後援　行事等の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用を承認するとともに、必要と認めるその他の支援を行うことをいう。

（共催又は後援の名義）

第３条　共催又は後援について使用を承認する名義は、「公益財団法人唐津市スポーツ協会」とする。

（共催又は後援の対象団体）

第４条　共催又は後援を申請することのできる行事等の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1)　国、地方公共団体及びその共催又は後援する団体

(2)　唐津市のスポーツの振興発展に寄与する団体

(3)　公益法人及びこれに準じる公共性の強い団体

(4)　次に掲げる要件をいずれも満たす団体

ア　主催者の存在及び所在地が明確であること。

イ　組織、組織運営、財政基盤、役員及び事業関係者等が明確であること。

ウ　堅実な活動実績を有する等、事業遂行の意思及び能力が十分にあると認め

られること。

(5)　前各号に掲げる団体のほか、本協会が適当と認める団体

（共催又は後援の基準）

第５条　本協会が共催又は後援することができる行事等は、前条各号に掲げる団体が行う行事等で、その目的及び内容が唐津市のスポーツの振興発展に寄与するもので、次の要件をいずれも満たしているものでなければならない。

(1)　事業計画が明確で実施の確実性が十分に認められるもの。

(2)　特定の会員等を対象とせず、広く市民に公開され、積極的に広報を行い一般市民に参加の機会が与えられているもので、かつ、参加予定者数が相当程度見込まれるもの。ただし、該当行事等が次のいずれかに該当するものはこの限りではない。

　　　ア　公的な団体が実施するもの。

　　　イ　本協会が必要と認めるテーマに関する研究及び実践活動等

(3)　公衆衛生、災害危険防止等の安全対策が十分に講じられているもの。

　(4)　入場料等を徴収する行事等にあっては、その額が適正又は社会通念上低廉であ

る等、参加者に対して過重の負担を負わせないもの。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められるものについては、共催又は後援を承認しない。

(1)　政治団体又は宗教団体の活動、若しくは特定の宗教又は政治のための活動と認められるもの。

(2)　公序良俗に反するものその他社会的に非難を受けるおそれがあるもの。

(3)　団体等の宣伝若しくは会員の勧誘を目的とするもの又はそのおそれのあるもの。

(4)　営利事業又は営利的意図があると認められるもの。ただし、その収益をスポーツの振興に充てる等の公益性を有するものはこの限りではない。

(5)　集団若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益につながるもの、又は参加者に対して圧迫感を与えるもの。

(6)　本協会の名をき損し、又は信用を失墜するおそれがあるもの。

（申請）

第６条　共催又は後援を受けようとするものは、行事等開催日の14日前までに名義共催・名義後援承認申請書(以下「申請書」という。)を本協会に提出し承認を得なければならない。

２　他の文書により提出され、申請書に換えることが困難な場合は、提出された文書をもって申請書とみなすことができる。この場合において、当該文書に可否の決定に必要な事項の記載がないときは聴き取り等の方法により調査を行うものとする。

（承認）

第７条　本協会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、名義共催・名義後援承認通知書、不適当と認めるときは名義共催・名義後援不承認通知書により申請者に通知するものとする。

２　本協会は、前項の規定による承認を行うときは、必要に応じて条件を付することができる。

（事業中止等の届出）

第８条　主催者は、共催又は後援の承認を受けた後に行事等を中止し、又は実施内容等を変更する場合には、速やかに本協会にその旨を届け出なければならない。

（共催又は後援の取消し等）

第９条　本協会は、共催又は後援の承認後に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、共催又は後援の承認を取り消すことができる。

(1)　虚偽の申請により承認を受けたとき。

(2)　第5条の要件を満たさなくなったとき。

(3)　第7条第2項の規定により付された条件を履行しなかったとき。

(4)　共催又は後援を受けるにふさわしくないと認められる行為があったとき。

２　行事等の実施後に第5条第2項の規定に該当するものと認められたとき、又はその

不適切な行為があったと認めるときは、以後その団体に対する共催又は後援を承認しな

いものとする。

（補則）

第10条　この規程に定めるもののほか、共催又は後援の取扱いに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

　この規則は、本協会設立の登記の日から施行する。

　　附　則

　この規則は、令和２年４月１日から施行する。